

令和2年10月23日(金)

総務委員会資料

報告事項

1. 高圧ガス保安法等関係事案への対応について
(消防総務課)・・・P1
2. 新型コロナウイルス感染症への対応について
(防災危機管理課)・・・P2

防 災 部

高圧ガス保安法等関係事案への対応について

1. 高圧ガス保安法の規定等

- (1) 松江市内に冷凍施設を設置する事業者が、高圧ガス保安法に規定する「冷凍保安責任者」「冷凍保安責任者の代理者」を選任していないのではないかとの指摘（同法では、選任又は解任について「届け出」を行うことも規定）
- (2) また、この事業者は、隠岐広域連合消防本部管内の燃油供給施設において、消防法に規定する「危険物保安監督者」を配置しておらず、同消防本部の警告を受け、危険物保安監督者を配置
- (3) (1)(2)の事務は各市町村（消防本部）が所管

なお、(1)の事務は、島根県においては、地方自治法及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づく知事の権限の各市町村（消防本部）への委譲により、消防本部の所管事務となっている

- (4) 各消防本部においては、対象施設について、概ね3～5年に1回の間隔で立入検査を実施

<県内における施設の設置状況>

分類	施設数
消防法に関する施設（燃油供給施設等）	2, 173
高圧ガス保安法に関する施設（冷凍庫、冷蔵庫等）	1, 254

2. 松江市消防本部への確認状況

過去に違反を確認し、指導を行ったが、既に是正されているとの回答

3. 県の対応

- (1) 各消防本部の担当課長会議を開催し、今後、このような各消防本部が連携して取り組むべき案件に関し、情報共有を図っていくことを確認
- (2) 各消防本部に対し、隠岐の事案を踏まえ、責任者の配置状況を確認し、必要に応じ指導を行うよう、消防組織法に基づく助言文書を発出

新型コロナウイルス感染症への対応について
 新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
9月23日(水)		県内感染者確認（1名、浜田市、計138名）
9月24日(木)		県内感染者確認 （2名、浜田市、安来市、計140名）
10月9日(金)		<p>第15回県対策本部会議</p> <p>知事指示事項 （県民向け）</p> <p>県内の患者発生状況及び全国の感染状況を踏まえて、以下について要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や家庭での感染を防ぐため、「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、引き続き、基本的な感染対策に取り組むこと ・県内の人や県外の人とのアルコールを伴う飲食については、各店舗において、引き続き、感染症拡大防止対策を徹底してもらい、そうした店舗を利用することを前提として、特に、大声を出さない、間隔を空けて座るなどの点に注意すること ・引き続き、県外に出かけた場合には、「接待を伴う飲食店の利用」を控えること ・接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため積極的に活用すること ・感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること